

令和5年第6回（12月）定例会

議案参考資料

【単行議案】

- 議第 80 号 第7次宮津市総合計画の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P
- 議第 81 号 宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15P
- 議第 82 号 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20P
- 議第 83 号 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54P
- 議第 84 号 宮津市立公民館条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57P

第7次宮津市総合計画基本計画 新旧対照表

現 行	改正後																														
基本計画	基本計画																														
<p>(略)</p> <p>第1章 重点プロジェクト</p> <p>(略)</p> <p>第2章 テーマ別戦略</p> <p>1 地域経済力が高まるまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高い観光のまち</p> <p>〈観光振興〉</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1章 重点プロジェクト</p> <p>(略)</p> <p>第2章 テーマ別戦略</p> <p>1 地域経済力が高まるまちづくり</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地域と共生し地域に貢献する住む人も訪れる人も満足度の高い観光のまち</p> <p>〈観光振興〉</p> <p>(略)</p>																														
<p>○分野別数値目標</p> <table border="1" data-bbox="275 1117 1057 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1(現況)</th> <th>R7(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光交流人口</td> <td>321万人</td> <td><u>350万人</u></td> </tr> <tr> <td>観光宿泊客数</td> <td>64.9万人</td> <td><u>80.0万人</u></td> </tr> <tr> <td>外国人観光宿泊客数</td> <td>5.4万人</td> <td>10.0万人</td> </tr> <tr> <td>観光消費額</td> <td>109億円</td> <td>125億円</td> </tr> </tbody> </table>		R1(現況)	R7(目標)	観光交流人口	321万人	<u>350万人</u>	観光宿泊客数	64.9万人	<u>80.0万人</u>	外国人観光宿泊客数	5.4万人	10.0万人	観光消費額	109億円	125億円	<p>○分野別数値目標</p> <table border="1" data-bbox="1207 1117 1989 1369"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1(現況)</th> <th>R7(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光交流人口</td> <td>321万人</td> <td><u>325万人</u></td> </tr> <tr> <td>観光宿泊客数</td> <td>64.9万人</td> <td><u>70.0万人</u></td> </tr> <tr> <td>外国人観光宿泊客数</td> <td>5.4万人</td> <td>10.0万人</td> </tr> <tr> <td>観光消費額</td> <td>109億円</td> <td>125億円</td> </tr> </tbody> </table>		R1(現況)	R7(目標)	観光交流人口	321万人	<u>325万人</u>	観光宿泊客数	64.9万人	<u>70.0万人</u>	外国人観光宿泊客数	5.4万人	10.0万人	観光消費額	109億円	125億円
	R1(現況)	R7(目標)																													
観光交流人口	321万人	<u>350万人</u>																													
観光宿泊客数	64.9万人	<u>80.0万人</u>																													
外国人観光宿泊客数	5.4万人	10.0万人																													
観光消費額	109億円	125億円																													
	R1(現況)	R7(目標)																													
観光交流人口	321万人	<u>325万人</u>																													
観光宿泊客数	64.9万人	<u>70.0万人</u>																													
外国人観光宿泊客数	5.4万人	10.0万人																													
観光消費額	109億円	125億円																													

(略)

(2) にぎわいと活力にあふれ全ての世代が誇りを持って働けるまち
〈商工業振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
企業立地件数	5 件 (H27~R 1)	10 件 (R 3 ~R 7)
創業・第二創業件数	9 件/年	50 件/5 年
製造品出荷額等	95.5 億円 (R 1)	100 億円 (R 6)
小売業販売額	185.4 億円 (H28)	190 億円 (R 8)

(略)

(3) 「宮津の食」を支える農林水産業が魅力あるビジネスとして営み続けられるまち

〈農林水産業振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
耕作放棄地の面積	426ha	426ha
新規就業者数(農業・漁業)	2 人/年	3 人/年

(略)

(2) にぎわいと活力にあふれ全ての世代が誇りを持って働けるまち
〈商工業振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
企業立地件数	5 件 (H27~R 1)	10 件 (R 3 ~R 7)
創業・第二創業件数	9 件/年	70 件/5 年
製造品出荷額等	95.5 億円 (R 1)	100 億円 (R 6)
小売業販売額	185.4 億円 (H28)	190 億円 (R 8)

(略)

(3) 「宮津の食」を支える農林水産業が魅力あるビジネスとして営み続けられるまち

〈農林水産業振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R 1 (現況)	R 7 (目標)
耕作放棄地の面積	426ha	426ha
新規就業者数(農業・漁業)	2 人/年	3 人/年

オリーブの販売出荷額	246 万円	<u>5,400 万円</u>
育成水産物等の出荷額	<u>2,400 万円</u>	<u>4,300 万円</u>
農林水産業プラスワンプロジェクトの経営体数	—	5 事業者

(略)

(4) 宮津の海の資源を活かした魅力的な海のまち
〈海の活用〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
栗田半島を中心とした周辺臨海エリア入込客数	46.2 万人	<u>50.8 万人</u>
スーパーヨット、中型輸送船等の年間入港数	0 隻/年	3 隻/年

(略)

(5) 天橋立周辺地域の良好な景観など地域特性を活かした魅力的なまち
〈都市景観・景観まちづくり〉

(略)

(6) ストック効果を最大限に発揮できるまち
〈社会基盤施設活用〉

(略)

オリーブの販売出荷額	246 万円	<u>1,400 万円</u>
育成水産物等の出荷額	<u>3,850 万円</u>	<u>7,800 万円</u>
農林水産業プラスワンプロジェクトの経営体数	—	5 事業者

(略)

(4) 宮津の海の資源を活かした魅力的な海のまち
〈海の活用〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
栗田半島を中心とした周辺臨海エリア入込客数	46.2 万人	<u>46.8 万人</u>
スーパーヨット、中型輸送船等の年間入港数	0 隻/年	3 隻/年

(略)

(5) 天橋立周辺地域の良好な景観など地域特性を活かした魅力的なまち
〈都市景観・景観まちづくり〉

(略)

(6) ストック効果を最大限に発揮できるまち
〈社会基盤施設活用〉

(略)

2 住みたい、住み続けたいまちづくり

(略)

(1) みんなで育み、みんなが育まれるまち

〈子育て支援〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
市の子育て環境や支援に対する満足度(普通～満足度が高いと回答した割合)	就学前 69.1% 小学生 61.2% (H30)	就学前 74.0% 小学生 66.0% (R5)
子育てサークル・子育て支援団体等の登録団体数	0件	5件
待機児童数	0人	0人

(略)

(2) 深い関わりで幸福の熱量を高めるまち

〈関係人口創出・拡大〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
地域や市内事業者等の課題解決に取り組む市外人材数(大学生、副業人材等)	44人 (3大学44人)	5年間で 延べ300人
ワーケーション等拠点数・	—	5箇所

2 住みたい、住み続けたいまちづくり

(略)

(1) みんなで育み、みんなが育まれるまち

〈子育て支援〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
市の子育て環境や支援に対する満足度(普通～満足度が高いと回答した割合)	就学前 69.1% 小学生 61.2% (H30)	就学前 74.0% 小学生 66.0% (R5)
子育てサークル・子育て支援団体等の登録団体数	0件	12件
待機児童数	0人	0人

(略)

(2) 深い関わりで幸福の熱量を高めるまち

〈関係人口創出・拡大〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
地域や市内事業者等の課題解決に取り組む市外人材数(大学生、副業人材等)	44人 (3大学44人)	5年間で 延べ300人
ワーケーション等拠点数・	—	5箇所

利用企業数		10社
ふるさと納税額	8,500万円	10億円

(略)

(3) 移住者と地域住民とのふれあいで地域に新たな活力を生むまち
 〈移住・定住促進〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
転出超過数の減少	△63人/年	0人/年
住み続けたい人の割合	61%	80%

(略)

(4) 空き家を大切な資源として捉え、予防と利活用を進めるにぎわいのある
 魅力的なまち
 〈空き家対策〉

(略)

(5) 男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任もともに分かち合う男女共同
 参画のまち
 〈男女共同参画・女性活躍〉

利用企業数		12社
ふるさと納税額	8,500万円	10億円

(略)

(3) 移住者と地域住民とのふれあいで地域に新たな活力を生むまち
 〈移住・定住促進〉

(略)

○分野別数値目標

	R1(現況)	R7(目標)
転出超過数の減少	△63人/年	0人/年
住み続けたい人の割合	61%	80%
移住者 (市の施策誘導により移 住した人数)	32人/年	40人/年

(略)

(4) 空き家を大切な資源として捉え、予防と利活用を進めるにぎわいのある
 魅力的なまち
 〈空き家対策〉

(略)

(5) 男女の人権が等しく尊重され、喜びも責任もともに分かち合う男女共同
 参画のまち
 〈男女共同参画・女性活躍〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
市の審議会等委員に参画する女性の割合	23.10%	35.00%
30歳代の女性の労働力率	(H27) 77%	80%
社会通念・慣習・しきたり等で男女平等と感じている人の割合	(H28) 12.3%	30.0%

(略)

(6) 地域の宝(ヒト・モノ・コト)の誇りが育まれ、選ばれるまち
(シティプロモーション)

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
宮津に愛着・誇りをもっている割合	73%	100%
市公式HP(シティプロモーション)年間ビュー数	—	10万PV

(略)

(7) 地域コミュニティが充実し、人が元気で輝けるまち
(地域コミュニティ)

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
市の審議会等委員に参画する女性の割合	23.10%	35.00%
30歳代の女性の労働力率	(H27) 77%	98%
社会通念・慣習・しきたり等で男女平等と感じている人の割合	(H28) 12.3%	30.0%

(略)

(6) 地域の宝(ヒト・モノ・コト)の誇りが育まれ、選ばれるまち
(シティプロモーション)

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
宮津に愛着・誇りをもっている割合	73%	100%
市公式HP(シティプロモーション)年間ビュー数	—	30万PV

(略)

(7) 地域コミュニティが充実し、人が元気で輝けるまち
(地域コミュニティ)

(略)

(8) 様々な立場の人々が一緒になり、互いの理解・尊重・信頼で、みんなが活躍できるまち

〈市民協働〉

(略)

3 安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

(略)

○テーマ別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
二酸化炭素排出量(年間)	(H25) 135,000t-co2	95,000t-co2
災害による死亡者数	0人	0人/5年
治安・災害に不安を感じる人の割合(①「人に宮津市をお勧めしたくない理由」②「転出したいと回答した理由」のうち「災害が多いから」「治安が悪いから」と答えた人の割合)	①8.7% ②9.4%	①4.3% ②4.7%
公共交通利用者数	192.0万人	<u>223.2万人</u>

(1) 安全な地域づくりにより、安心して暮らせるまち

〈社会基盤・防災減災〉

(略)

○分野別数値目標

(略)

(8) 様々な立場の人々が一緒になり、互いの理解・尊重・信頼で、みんなが活躍できるまち

〈市民協働〉

(略)

3 安全・安心に生活でき、環境にやさしいまちづくり

(略)

○テーマ別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
二酸化炭素排出量(年間)	(H25) 135,000t-co2	95,000t-co2
災害による死亡者数	0人	0人/5年
治安・災害に不安を感じる人の割合(①「人に宮津市をお勧めしたくない理由」②「転出したいと回答した理由」のうち「災害が多いから」「治安が悪いから」と答えた人の割合)	①8.7% ②9.4%	①4.3% ②4.7%
公共交通利用者数	192.0万人	<u>168.2万人</u>

(1) 安全な地域づくりにより、安心して暮らせるまち

〈社会基盤・防災減災〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
地籍調査進捗率	77.52%	85.39%
橋梁長寿命化計画に基づく修繕の実施率	3%	31%
緊急性の高い河川の整備	0河川	1河川
水道事業有収率 (作った水の量と収入になった水の量の比率)	83.41%	90.00%
下水道事業水洗化率	83.50%	88.00%
地区防災計画の作成自治会数	10自治会	<u>30自治会</u>
消防団分団・部数	7分団 27部・支援隊	7分団 27部・支援隊
要配慮者利用施設の避難確保計画	3計画	<u>34計画</u> (R5)

(略)

(2) 犯罪や交通事故がなく安全で快適に暮らせるまち
〈防犯・交通安全〉

(略)

(3) 人と地球の環境を守り育てるまち
〈環境〉

(略)

(4) 誰もが移動しやすいまち
〈公共交通〉

	R1 (現況)	R7 (目標)
地籍調査進捗率	77.52%	85.39%
橋梁長寿命化計画に基づく修繕の実施率	3%	31%
緊急性の高い河川の整備	0河川	1河川
水道事業有収率 (作った水の量と収入になった水の量の比率)	83.41%	90.00%
下水道事業水洗化率	83.50%	88.00%
地区防災計画の作成自治会数	10自治会	<u>40自治会</u>
消防団分団・部数	7分団 27部・支援隊	7分団 27部・支援隊
要配慮者利用施設の避難確保計画	3計画	<u>100%</u>

(略)

(2) 犯罪や交通事故がなく安全で快適に暮らせるまち
〈防犯・交通安全〉

(略)

(3) 人と地球の環境を守り育てるまち
〈環境〉

(略)

(4) 誰もが移動しやすいまち
〈公共交通〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
200円バス利用者数	340千人	395千人/年
京都丹後鉄道利用者数	1,580千人	1,835千人/年 (R6)
公共交通空白地有償運送 実施地域	— (※R2 : 4地域)	5地域
公共交通空白地有償運送 利用人数	—	1,900人/年

(略)

4 健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

(略)

(1) 住み慣れた地域で自分らしく生活できるまち

〈地域福祉〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自 殺者数)	11.1	0.0
サロン活動・ボランティ ア活動団体数	81団体	89団体

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
200円バス利用者数	340千人	218千人/年
京都丹後鉄道利用者数	1,580千人	1,460千人/年
公共交通空白地有償運送 実施地域	— (※R2 : 4地域)	7地域
公共交通空白地有償運送 利用人数	—	3,800人/年

(略)

4 健康でいきいきと幸せに暮らせるまちづくり

(略)

(1) 住み慣れた地域で自分らしく生活できるまち

〈地域福祉〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自 殺者数)	11.1	0.0
サロン活動・ボランティ ア活動団体数	81団体	89団体

災害時要配慮者個別計画
登録者の割合

51.20%

57.70%

(略)

(2) 障害のある人もない人もともにいきいきと暮らすまち

〈障害福祉〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	0人	5年間で延べ2人
就労支援事業所から一般就労への移行者数	0人	5年間で延べ2人

(略)

(3) ささえあい安心して幸せに暮らせるまち

〈高齢者福祉〉

(略)

(4) 誰もが健康で幸せに暮らせるまち

〈健康・医療〉

(略)

災害時要配慮者個別計画
登録者の割合

51.20%

100%
(個別避難計画が必
要な人全員)

(略)

(2) 障害のある人もない人もともにいきいきと暮らすまち

〈障害福祉〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	0人	5年間で延べ2人
就労支援事業所から一般就労への移行者数	0人	5年間で延べ8人

(略)

(3) ささえあい安心して幸せに暮らせるまち

〈高齢者福祉〉

(略)

(4) 誰もが健康で幸せに暮らせるまち

〈健康・医療〉

(略)

(5) いつまでも安心して生きがいを持って生活できるまち

〈福祉医療人材育成〉

(略)

5 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

(略)

○テーマ別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	中3:39.4% ※全国平均は44.9%	50%以上
文化団体協議会登録団体の数	33 団体	35 団体
成人の週1回以上のスポーツ実施率	32.3% (H29)	50% (R4)
世界遺産暫定リスト入り	—	リスト入り

(1) 心豊かで生きがいのある人生を創造する充実した学びができるまち

〈社会教育〉

(略)

(2) 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもを育成するまち

〈学校教育〉

(略)

○分野別数値目標

(5) いつまでも安心して生きがいを持って生活できるまち

〈福祉医療人材育成〉

(略)

5 ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり

(略)

○テーマ別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	中3:39.4% ※全国平均は44.9%	常に全国平均と京都府平均を上回る状況にする
文化団体協議会登録団体の数	33 団体	35 団体
成人の週1回以上のスポーツ実施率	32.3% (H29)	50% (R4)
世界遺産暫定リスト入り	—	リスト入り

(1) 心豊かで生きがいのある人生を創造する充実した学びができるまち

〈社会教育〉

(略)

(2) 明日の宮津を創り上げる人間性豊かな子どもを育成するまち

〈学校教育〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
全国学力・学習状況調査における強化に関する調査(算数・数学)の平均正答率	小6:62.0 ※全国平均 66.6 ※京都府平均 68.0 中3:62.0 ※全国平均 59.8 ※京都府平均 61.0	常に全国平均と京都府平均を上回る状況にする。
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	中3:39.4% ※全国平均 44.9%	50%以上
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6:69.0% ※全国平均 37.2% 中3:41.5% ※全国平均 21.0%	全国平均以上を維持する。

(略)

(3) 豊かな心と体が育まれる文化芸術・スポーツのまち
〈文化・スポーツ振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
歴史的建造物等を活用した音楽・文化活動回数	—	12回
文化団体協議会登録団体の数	33 団体	35 団体
成人の週1回以上のスポーツ実施率	32.3% (H29)	50.0% (R4)

(略)

	R1 (現況)	R7 (目標)
全国学力・学習状況調査における強化に関する調査(算数・数学)の平均正答率	小6:62.0 ※全国平均 66.6 ※京都府平均 68.0 中3:62.0 ※全国平均 59.8 ※京都府平均 61.0	常に全国平均と京都府平均を上回る状況にする。
将来の夢や目標を持っている生徒の割合	中3:39.4% ※全国平均 44.9%	常に全国平均と京都府平均を上回る状況にする
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	小6:69.0% ※全国平均 37.2% 中3:41.5% ※全国平均 21.0%	全国平均以上を維持する。

(略)

(3) 豊かな心と体が育まれる文化芸術・スポーツのまち
〈文化・スポーツ振興〉

(略)

○分野別数値目標

	R1 (現況)	R7 (目標)
歴史的建造物等を活用した音楽・文化活動回数	—	15回
文化団体協議会登録団体の数	33 団体	35 団体
成人の週1回以上のスポーツ実施率	32.3% (H29)	50.0% (R4)

(略)

<p>(4) 豊かな歴史文化の継承・活用を通じ、誇りと愛着が持てるまち 〈文化財保存・活用〉 (略)</p> <p>(5) 人権感覚豊かな地域社会を創出するまち 〈人権教育・啓発〉 (略)</p> <p>(6) ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域活動に意欲的に取り組む担い手が活躍するまち 〈人財づくり〉 (略)</p> <p>第3章 基本計画の推進について (略)</p>	<p>(4) 豊かな歴史文化の継承・活用を通じ、誇りと愛着が持てるまち 〈文化財保存・活用〉 (略)</p> <p>(5) 人権感覚豊かな地域社会を創出するまち 〈人権教育・啓発〉 (略)</p> <p>(6) ふるさとに誇りと愛着を持ち、地域活動に意欲的に取り組む担い手が活躍するまち 〈人財づくり〉 (略)</p> <p>第3章 基本計画の推進について (略)</p>
--	--

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第81号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例及び宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	---	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 宮津市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料月額を改正するとともに、令和5年人事院勧告及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を受けて、市長、副市長、教育長及び議員の期末手当を改正するもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>1 市長等の給料の改正</p> <p>(1) 月額改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行額</th> <th>改正額</th> <th>差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>900,000円</td> <td>820,000円</td> <td>△80,000円 (△8.9%)</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>730,000円</td> <td>670,000円</td> <td>△60,000円 (△8.2%)</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>660,000円</td> <td>600,000円</td> <td>△60,000円 (△9.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市長の給料の額の特例 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、市長の給料を5%削減し、779,000円とする。</p> <p>2 市長等及び議員の期末手当の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.65月</td> <td>1.75月 (+0.10月)</td> <td>3.40月 (+0.10月)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降</td> <td>1.70月 (+0.05月)</td> <td>1.70月 (+0.05月)</td> <td>3.40月 (+0.10月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆施行日</p> <p>1 市長等の給料の改正 令和6年4月1日</p> <p>2 期末手当の改正 令和5年度分 公布の日 (R5.12.1に遡及適用) 令和6年度分 令和6年4月1日</p>			現行額	改正額	差 額	市 長	900,000円	820,000円	△80,000円 (△8.9%)	副市長	730,000円	670,000円	△60,000円 (△8.2%)	教育長	660,000円	600,000円	△60,000円 (△9.1%)	区分	6月期	12月期	計	令和5年度	1.65月	1.75月 (+0.10月)	3.40月 (+0.10月)	令和6年度以降	1.70月 (+0.05月)	1.70月 (+0.05月)	3.40月 (+0.10月)	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>1 市長等の給料の改正関係</p> <p>○直近改定状況 (円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改定日</th> <th>市 長</th> <th>副市長</th> <th>教育長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H1.4.1</td> <td>690,000</td> <td>570,000</td> <td>530,000</td> </tr> <tr> <td>H3.4.1</td> <td>750,000</td> <td>620,000</td> <td>570,000</td> </tr> <tr> <td>H5.4.1</td> <td>850,000</td> <td>690,000</td> <td>630,000</td> </tr> <tr> <td>H9.1.1</td> <td>900,000</td> <td>730,000</td> <td>660,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>○R5.11.10：宮津市特別職報酬等審議会から答申</p> <p>2 市長等及び議員の期末手当の改正関係</p> <p>○R5.8.7：令和5年人事院勧告 (期末手当(+0.05月)、勤勉手当(+0.05月))</p> <p>○R5.11.17成立：特別職の職員の給与に関する法律の改正</p>		改定日	市 長	副市長	教育長	H1.4.1	690,000	570,000	530,000	H3.4.1	750,000	620,000	570,000	H5.4.1	850,000	690,000	630,000	H9.1.1	900,000	730,000	660,000
	現行額	改正額	差 額																																																
市 長	900,000円	820,000円	△80,000円 (△8.9%)																																																
副市長	730,000円	670,000円	△60,000円 (△8.2%)																																																
教育長	660,000円	600,000円	△60,000円 (△9.1%)																																																
区分	6月期	12月期	計																																																
令和5年度	1.65月	1.75月 (+0.10月)	3.40月 (+0.10月)																																																
令和6年度以降	1.70月 (+0.05月)	1.70月 (+0.05月)	3.40月 (+0.10月)																																																
改定日	市 長	副市長	教育長																																																
H1.4.1	690,000	570,000	530,000																																																
H3.4.1	750,000	620,000	570,000																																																
H5.4.1	850,000	690,000	630,000																																																
H9.1.1	900,000	730,000	660,000																																																
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	<p>【市民参加の状況】</p> <p>宮津市特別職報酬等審議会(委員7名)における諮問、答申。 ○答申内容：市長82万円、副市長67万円、教育長60万円とすること、ほか。</p> <p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○市長等給料改正に係る影響額 (R6) 1,820千円 ○期末手当改正に係る影響額 (R5) 市長等270千円、議員530千円</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																																													
重点プロジェクト	—																																																		
テーマ別戦略	—																																																		
		担当課・係	添付資料																																																
		総務課 職員係 (45-1603)	・新旧対照表 ・宮津市特別職報酬等審議会答申																																																

第1条

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>

第2条

宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市長等の給与)</p> <p>第2条 市長等の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額<u>900,000円</u></p> <p>副市長 月額<u>730,000円</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第2条 略</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 市長等の給料は、次のとおりとする。</p> <p>市長 月額<u>820,000円</u></p> <p>副市長 月額<u>670,000円</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

1～11 略

附 則

1～11 略

12 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、第3条の規定にかかわらず、市長の給料は月額779,000円とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

第3条

宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和49年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 教育長の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p>	<p>第2条 略</p>
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、月額<u>660,000円</u>とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、月額<u>600,000円</u>とする。</p>
<p>(諸手当)</p> <p>第4条 通勤手当は、宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の規定を準用する。</p> <p>2 期末手当は、宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の規定を準用する。</p>	<p>第4条 略</p>

附 則

現行	改正後（案）
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日等）</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与の内払）</p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>

令和5年11月10日

宮津市長 城崎雅文 様

宮津市特別職報酬等審議会
会長 藤居弘之

市長、副市長及び教育長の給料等について (答申)

令和5年10月19日付け宮総第224号で諮問のあった市長、副市長及び教育長の給料等について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 市長、副市長及び教育長の給料

(1) 現状

平成8年10月30日付けの本審議会の答申に基づき、平成9年1月1日から、市長の給料の額は90万円に、副市長の給料の額は73万円に、教育長の給料の額は66万円に改定され、現在に至っている。

その後、今日までの間、本審議会に対して諮問が行われることなく、平成12年12月以降、市長自らの判断として給料カットが行われており、直近では、平成31年4月から令和6年3月までの5年間について、市長、副市長及び教育長の給料の額は、いずれも20%のカットが行われている。

(2) 審議内容

前回改定から26年が経過する中、現下の行財政環境における職務と責任に応じた、あるべき給料の額について、審議を行った。

審議は、市長の給料の額について、①京都府内の自治体及び類似団体で人口規模と財政規模が近似している団体の首長給料の比較、②前回改正の平成9年以降の京都府内の自治体の首長及び一般職職員の給料の改定状況、③京都府内の他の自治体と比較した場合の首長と一般職職員の給料の額の比率、の3つの観点から行った。

また、副市長及び教育長の給料の額については、市長の給料の額に対する比率について、現行の比率及び京都府内の他の自治体における状況を踏まえて、審議を行った。

これらの審議を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料の額は、次のとおり改定することが適当であるとの結論に達した。

	現行額	答申額
市長	900,000円	820,000円 (80,000円の減額)
副市長	730,000円	670,000円 (60,000円の減額)
教育長	660,000円	600,000円 (60,000円の減額)

2 改定の時期

令和6年4月1日から改定することが適当である。

3 その他

本審議会は、平成8年10月以来、26年ぶりに開催されたが、長きにわたり諮問されなかったことは誠に遺憾である。

今後は、できるだけ毎年、少なくとも4年に一度は審議会を開催されたい。

(審議会の開催状況)

令和5年10月19日

(審議会委員)

会長	藤居弘之
会長職務代理者	岡田栄三
委員	山口孝幸
	小谷美穂
	京崎操
	上野之浩
	三好ゆう

以上

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第82号	宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和5年人事院勧告等に準じ、本市の一般職職員及び会計年度任用職員の給与の改定を行うもの。また、人事評価の昇給反映導入など人材育成強化と行財政運営指針を積極推進するための改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>1 <一般職職員>令和5年人事院勧告等に準じた給与の改定 ①給料表の改定 若年層に重点を置いた改定 (+平均1.1%) ②期末勤勉手当の改定 年間4.50月分 (+0.10月分の増)</p> <p>2 <一般職職員>人材育成強化と行財政運営指針を積極推進するための改正 ①人事評価の昇給反映に伴う給料表改正、管理職の昇給抑制の廃止及び55歳を超える職員の昇給停止措置の導入 ②管理職手当の減額の廃止 (規則規定)</p> <p>3 <会計年度任用職員>令和5年人事院勧告等に準じた給与の改定等 ①給料表の改定 国家公務員の給料表改定に準じて改定 ②地方自治法の一部改正に伴う勤勉手当の導入</p> <p>◆施行日</p> <p>1 ①給料表の改定 公布の日 (R5.4.1に遡及適用) ②期末勤勉手当の改定 令和5年度分 公布の日 (R5.12.1に遡及適用) 令和6年度以降分 令和6年4月1日</p> <p>2 ①昇給反映に伴う給料表の改正等 令和7年4月1日 ②管理職手当減額の廃止 (規則規定) 令和6年1月1日</p> <p>3 ①給料表の改定 公布の日 (R5.4.1に遡及適用) ②勤勉手当の導入 令和6年4月1日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>H18. 4: 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 (管理職の昇給抑制) H26. 1: 一般職職員の給与に関する法律の一部改正 (55歳を超える職員の昇給停止) H26. 5: 地方公務員法の一部改正 (人事評価制度の導入) ※H28.4.1施行 H31. 4: 管理職手当に関する規則の一部改正 (手当50%削減) R 5. 5: 地方自治法の一部改正 (会計年度任用職員勤勉手当支給) ※R6.4.1施行</p> <p>R 5. 8: 令和5年人事院勧告 ・行政職俸給表の引上げ (平均改定率+1.1%) ・期末勤勉手当の改定 (一般職 計+0.10月 等)</p> <p>R 5.11: 一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>		<p>【市民参加の状況】</p> <p>R5.10: 宮津市持続可能な行財政運営有識者会議からの意見聴取</p>	
<p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○人事院勧告を受けた改定に係る影響額 (一般職職員・会計年度任用職員) (R5) 約29,500千円 (全会計ベース) ○管理職手当減額の廃止 (R5) 2,890千円 ○会計年度任用職員の勤勉手当支給 (R6以降) 約31,400千円 (全会計ベース)</p>	
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>担当課・係</p> <p>総務課 職員係 (45-1603)</p> <p>添付資料</p> <p>・条例改正の概要 ・新旧対照表</p>	

【別紙】宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要

1 <一般職職員> 令和5年人事院勧告等に準じた給与の改定【宮津市一般職職員の給与に関する条例】

① 給料表の改定（別表第1、第2、第2の2）

若年層に重点を置いた国家公務員の給料表改定に準じて改定（平均改定率1.1%）、大卒初任給は約6%（11,000円）の引き上げ（令和5年4月1日に遡及適用）

② 期末勤勉手当の改定（第20条、第21条）

（一般職職員）年間4.40月分を4.50月分に引き上げ（+0.10月分）

区分		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.20月	1.25月（+0.05月）	2.45月（+0.05月）
	勤勉手当	1.00月	1.05月（+0.05月）	2.05月（+0.05月）
	計	2.20月	2.30月（+0.10月）	4.50月（+0.10月）
令和6年度以降	期末手当	1.225月（+0.025月）	1.225月（+0.025月）	2.45月（+0.05月）
	勤勉手当	1.025月（+0.025月）	1.025月（+0.025月）	2.05月（+0.05月）
	計	2.25月（+0.05月）	2.25月（+0.05月）	4.50月（+0.10月）

（定年前再任用短時間勤務職員／暫定再任用職員）年間2.30月分を2.35月分に引き上げ（+0.05月分）

区分		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	0.675月	0.70月（+0.025月）	1.375月（+0.025月）
	勤勉手当	0.475月	0.50月（+0.025月）	0.975月（+0.025月）
	計	1.15月	1.20月（+0.05月）	2.35月（+0.05月）
令和6年度以降	期末手当	0.6875月（+0.0125月）	0.6875月（+0.0125月）	1.375月（+0.025月）
	勤勉手当	0.4875月（+0.0125月）	0.4875月（+0.0125月）	0.975月（+0.025月）
	計	1.175月（+0.025月）	1.175月（+0.025月）	2.35月（+0.05月）

（特定任期付き職員）年間3.30月分を3.40月分に引き上げ（+0.10月分）

区分		6月期	12月期	計
令和5年度	期末手当	1.65月	1.75月（+0.10月）	3.40月（+0.10月）
令和6年度以降	期末手当	1.70月（+0.05月）	1.70月（+0.05月）	3.40月（+0.10月）

2 <一般職職員> 人材育成強化と行財政運営指針を積極推進するための改正【宮津市一般職職員の給与に関する条例】

① 人事評価の昇給反映に伴う給料表の改正、管理職の昇給抑制の廃止及び55歳を超える職員の昇給停止措置の導入（第5条、附則第22項、別表）

人材育成強化と行財政運営指針を積極推進する観点から、国家公務員に準じて令和6年度の人事評価から評価結果を昇給に反映させることとし、これに対応するための給料表の改正を行う（翌年度の令和8年1月1日の昇給時から反映）とともに、管理職の昇給抑制の廃止と55歳を超える職員の昇給停止措置を導入する。なお、昇給停止措置については、昇給停止となる年齢を段階的に引き下げる経過措置（令和7年度は58歳を超える職員、令和8年度は56歳を超える職員に適用）を設ける。

② 管理職手当の減額の廃止（管理職手当に関する規則）

管理職手当の50%減額措置を廃止する。

3 <会計年度任用職員> 令和5年人事院勧告等に準じた給与の改定等【宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例】

① 給料表の改定（別表）

国家公務員の給料表の改定に準じて、給料表を改定。（令和5年4月1日に遡及適用）

② 勤勉手当の導入

これまで会計年度任用職員は、期末手当のみの支給であったが、地方自治法の改正に伴い、本市においても令和6年度から勤勉手当の支給を行う。

第1条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>6 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として任命権者が定めるものについては、前項の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>

規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して、市長が別に定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第20条の2～第20条の3 略

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特定任期付職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第20条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500

7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100

33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900

33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100

59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100

85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			

85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			

111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 187,700	基準給料 月額 円 215,200	基準給料 月額 円 255,200	基準給料 月額 円 274,600	基準給料 月額 円 289,700	基準給料 月額 円 315,100

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 188,700	基準給料 月額 円 216,200	基準給料 月額 円 256,200	基準給料 月額 円 275,600	基準給料 月額 円 290,700	基準給料 月額 円 316,200

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円
	1	166,500	182,500	299,800
	2	168,000	184,600	302,400
	3	169,500	186,700	305,200
	4	171,000	189,000	307,700
	5	172,700	191,000	310,200
	6	174,600	193,000	312,300
	7	176,400	195,100	314,600
	8	178,200	197,300	316,700
	9	180,000	199,500	318,900
	10	182,100	202,100	321,200
	11	184,100	204,700	323,600
	12	186,000	207,400	326,100
	13	187,900	210,000	328,500
	14	190,100	211,800	330,500
	15	192,200	213,400	332,400
	16	194,300	215,100	334,600
	17	196,500	216,900	336,400
	18	198,900	218,500	338,600
	19	201,400	220,300	340,700
20	203,700	221,900	342,700	

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円
	1	179,400	195,800	307,000
	2	180,900	198,000	309,600
	3	182,600	200,100	312,500
	4	184,100	202,300	314,900
	5	185,700	204,400	317,200
	6	187,600	206,600	319,400
	7	189,500	208,700	321,500
	8	191,400	210,800	323,600
	9	193,100	213,000	325,600
	10	195,200	215,500	327,900
	11	197,200	217,800	330,200
	12	199,300	220,000	332,500
	13	201,300	222,500	334,800
	14	203,400	224,200	336,600
	15	205,600	225,700	338,400
	16	207,700	227,200	340,100
	17	209,900	228,900	341,800
	18	212,000	230,300	343,900
	19	214,300	231,500	345,900
20	216,200	232,800	347,900	

21	206,200	223,700	344,900
22	207,800	225,600	346,700
23	209,500	227,600	348,500
24	211,300	229,500	350,100
25	212,800	231,000	351,900
26	214,200	233,000	353,700
27	215,800	235,100	355,600
28	217,300	237,100	357,500
29	219,100	238,900	359,400
30	220,800	241,600	361,200
31	222,500	244,400	362,900
32	224,200	247,100	364,800
33	225,500	249,700	366,100
34	227,200	252,600	367,900
35	228,900	255,200	369,400
36	230,600	257,900	371,200
37	232,000	260,300	373,100
38	233,700	262,700	374,700
39	235,500	265,200	376,000
40	237,200	267,400	377,600
41	238,800	270,000	378,700
42	240,500	272,300	380,100
43	242,100	274,500	381,500
44	243,700	276,600	383,100
45	245,300	278,700	384,500
46	246,800	280,900	386,100

21	218,400	234,500	349,900
22	220,000	236,200	351,600
23	221,600	238,000	353,200
24	223,100	239,600	354,700
25	224,600	241,100	356,200
26	225,700	243,100	358,000
27	226,800	245,000	359,800
28	228,000	247,000	361,500
29	229,500	248,700	363,100
30	231,100	251,100	364,700
31	232,600	253,500	366,300
32	234,100	256,000	367,900
33	235,400	258,400	369,200
34	237,000	260,800	370,700
35	238,800	263,200	372,200
36	240,200	265,400	373,900
37	241,500	267,600	375,700
38	242,900	269,800	377,200
39	244,300	272,300	378,500
40	245,800	274,400	379,900
41	247,100	276,700	381,000
42	248,400	279,100	382,400
43	249,600	281,300	383,900
44	250,900	283,400	385,400
45	255,200	285,500	386,800
46	253,500	287,800	388,400

47	248,100	283,100	387,700
48	249,500	285,000	389,200
49	250,600	287,300	390,600
50	251,900	289,100	392,200
51	253,300	291,000	393,700
52	254,500	292,800	395,100
53	255,600	294,300	396,300
54	257,000	296,400	397,600
55	258,000	298,400	398,800
56	259,000	300,600	399,900
57	260,200	302,600	401,300
58	261,200	305,100	402,500
59	262,300	307,300	403,700
60	263,400	309,900	405,000
61	264,600	312,200	406,200
62	265,300	314,600	407,300
63	266,200	316,900	408,700
64	266,800	319,100	410,000
65	267,800	321,300	411,200
66	269,200	323,100	412,300
67	270,400	324,700	413,500
68	271,700	326,400	414,600
69	273,200	328,300	415,700
70	274,700	330,400	416,900
71	276,000	332,500	418,100
72	277,400	334,600	419,300

47	254,800	289,900	389,900
48	255,900	291,800	391,500
49	257,000	293,900	392,800
50	258,300	295,700	394,300
51	259,600	297,500	395,700
52	260,600	299,200	397,000
53	261,700	300,500	398,200
54	263,200	302,600	399,600
55	264,200	304,500	400,700
56	265,200	306,500	401,800
57	266,200	308,500	403,000
58	267,200	310,700	404,200
59	268,200	312,900	405,400
60	269,200	315,100	406,600
61	270,200	317,200	407,800
62	270,900	319,600	408,800
63	271,600	321,800	410,100
64	272,200	323,900	411,300
65	272,900	326,000	412,500
66	274,100	327,600	413,600
67	275,200	329,100	414,700
68	276,300	330,600	415,900
69	277,600	332,300	416,900
70	279,100	334,400	418,100
71	280,300	336,400	419,300
72	281,500	338,300	420,500

73	278,300	336,700	419,900
74	279,300	338,800	420,700
75	280,500	341,000	421,400
76	281,500	343,300	421,900
77	282,700	345,000	422,200
78	283,700	346,900	422,600
79	284,900	348,600	423,100
80	285,800	350,500	423,500
81	287,100	352,300	423,800
82	287,900	354,100	424,200
83	288,900	355,500	424,600
84	289,900	357,300	424,900
85	290,800	358,600	425,200
86	291,700	360,200	425,600
87	292,400	361,700	426,000
88	293,400	363,200	426,300
89	294,500	364,500	426,600
90	295,400	365,800	426,900
91	296,300	367,300	427,200
92	297,100	368,700	427,400
93	297,400	370,200	427,600
94	298,100	371,500	
95	298,800	372,800	
96	299,600	374,000	
97	300,400	375,100	
98	301,200	376,100	

73	282,300	340,100	421,100
74	283,200	342,100	421,900
75	284,200	344,100	422,600
76	285,200	346,000	423,200
77	286,200	347,700	423,500
78	287,200	349,500	423,900
79	288,300	351,300	424,300
80	289,100	353,000	424,700
81	289,900	354,800	425,000
82	290,700	356,500	425,400
83	291,500	357,900	425,800
84	292,300	359,600	426,100
85	293,200	360,800	426,400
86	294,100	362,400	426,800
87	294,800	363,900	427,200
88	295,600	365,400	427,500
89	296,500	366,800	427,800
90	297,400	368,100	428,100
91	298,300	369,400	428,400
92	299,000	370,800	428,600
93	299,300	372,200	428,800
94	300,000	373,500	
95	300,700	374,800	
96	301,400	375,900	
97	302,200	376,900	
98	303,000	377,900	

99	<u>302,000</u>	<u>377,100</u>
100	<u>302,800</u>	<u>378,100</u>
101	<u>303,700</u>	<u>379,000</u>
102	<u>304,200</u>	<u>380,000</u>
103	<u>304,700</u>	<u>381,000</u>
104	<u>305,200</u>	<u>382,000</u>
105	<u>305,400</u>	<u>382,900</u>
106	<u>305,800</u>	<u>383,800</u>
107	<u>306,100</u>	<u>384,700</u>
108	<u>306,300</u>	<u>385,700</u>
109	<u>306,500</u>	<u>386,500</u>
110	<u>306,700</u>	<u>387,500</u>
111	<u>307,000</u>	<u>388,500</u>
112	<u>307,300</u>	<u>389,500</u>
113	<u>307,500</u>	<u>390,100</u>
114	<u>307,700</u>	<u>391,100</u>
115	<u>307,900</u>	<u>392,000</u>
116	<u>308,200</u>	<u>392,900</u>
117	<u>308,500</u>	<u>393,700</u>
118	<u>308,800</u>	<u>394,400</u>
119	<u>309,100</u>	<u>395,200</u>
120	<u>309,400</u>	<u>396,000</u>
121	<u>309,600</u>	<u>396,600</u>
122	<u>309,800</u>	<u>397,400</u>
123	<u>310,000</u>	<u>398,100</u>
124	<u>310,400</u>	<u>398,900</u>

99	<u>303,800</u>	<u>378,900</u>
100	<u>304,500</u>	<u>379,800</u>
101	<u>305,200</u>	<u>380,600</u>
102	<u>305,600</u>	<u>381,600</u>
103	<u>306,000</u>	<u>382,500</u>
104	<u>306,400</u>	<u>383,500</u>
105	<u>306,600</u>	<u>384,300</u>
106	<u>306,900</u>	<u>385,200</u>
107	<u>307,200</u>	<u>386,100</u>
108	<u>307,400</u>	<u>387,000</u>
109	<u>307,600</u>	<u>387,800</u>
110	<u>307,800</u>	<u>388,800</u>
111	<u>308,100</u>	<u>389,700</u>
112	<u>308,400</u>	<u>390,600</u>
113	<u>308,600</u>	<u>391,300</u>
114	<u>308,800</u>	<u>392,200</u>
115	<u>309,000</u>	<u>393,100</u>
116	<u>309,300</u>	<u>394,000</u>
117	<u>309,600</u>	<u>394,800</u>
118	<u>309,800</u>	<u>395,500</u>
119	<u>310,200</u>	<u>396,300</u>
120	<u>310,500</u>	<u>397,100</u>
121	<u>310,700</u>	<u>397,700</u>
122	<u>310,900</u>	<u>398,500</u>
123	<u>311,100</u>	<u>399,300</u>
124	<u>311,400</u>	<u>400,000</u>

125	310,700	399,500
126		400,200
127		400,700
128		401,300
129		402,000
130		402,600
131		403,100
132		403,600
133		403,900
134		404,200
135		404,500
136		404,800
137		405,100
138		405,400
139		405,700
140		406,000
141		406,300
142		406,600
143		407,000
144		407,300
145		407,500
146		407,800
147		408,100
148		408,300
149		408,500

定年前再任用短 基準給料月額 基準給料月額 基準給料月額

125	311,700	400,600
126		401,300
127		401,800
128		402,400
129		403,100
130		403,700
131		404,200
132		404,700
133		405,000
134		405,300
135		405,600
136		405,900
137		406,200
138		406,500
139		406,900
140		407,200
141		407,500
142		407,800
143		408,100
144		408,400
145		408,600
146		408,900
147		409,200
148		409,400
149		409,600

定年前再任用短 基準給料月額 基準給料月額 基準給料月額

時間勤務職員		円	円	円
		228,000	274,500	328,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第2の2（第4条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

時間勤務職員		円	円	円
		229,000	275,500	329,600

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第2の2（第4条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条

宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(採用及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第5条 職員を新たに採用し、又は昇格(職員の職務をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。)させるには、別表第3又は別表第4の各職務の幅の中において、かつ、採用し、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。</p> <p>2 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものは、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 <u>55歳以上の職員のうち規則で定める年齢に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものは、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>5 <u>前3項</u>の規定にかかわらず、60歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、行わない。</p> <p>6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。</p> <p>7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>8 第2項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項</p>	<p>(採用及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 職員の昇給は、規則で定める日に、<u>同日前の規則で定める1年間</u>におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。</p> <p>3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 _____ とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4 <u>55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員</u>の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5 <u>前項</u>の規定にかかわらず、60歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、行わない。</p> <p>6～8 (略)</p>

は、規則で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(特定任期付職員を除く。)に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(市長が別に定める職員を除

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

5～7 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(新設)

2 (略)

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75 を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

22 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「55歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	58歳
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	56歳

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
短時間 勤務職 員以外 の職員		1号給～83号給 略					
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
	94		295,900	343,600			
	95		296,200	344,100			
	96		296,600	344,500			
	97		296,800	344,700			
	98		297,100	345,100			
	99		297,500	345,500			
	100		297,900	345,800			

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
短時間 勤務職 員以外 の職員		1号給～83号給 略					
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
	94		295,900	343,600	382,500	394,300	
	95		296,200	344,100	382,900	394,600	
	96		296,600	344,500	383,300	394,800	
	97		296,800	344,700	383,600	395,000	
	98		297,100	345,100	384,100	395,300	
	99		297,500	345,500	384,500	395,600	
	100		297,900	345,800	384,900	395,800	

101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116号給～122号給 略							
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 188,700	基準給料 月額 円 216,200	基準給料 月額 円 256,200	基準給料 月額 円 275,600	基準給料 月額 円 290,700	基準給料 月額 円 316,200

101		298,100	346,100	385,200	396,000		
102		298,400	346,500	385,700	396,300		
103		298,800	346,900	386,100	396,600		
104		299,100	347,300	386,500	396,800		
105		299,300	347,800	386,800	397,000		
106		299,600	348,200	387,300	397,300		
107		300,000	348,600	387,700	397,600		
108		300,300	349,000	388,100	397,800		
109		300,500	349,500	388,400	398,000		
110		300,900	349,900	388,900	398,300		
111		301,300	350,200	389,300	398,600		
112		301,600	350,500	389,700	398,800		
113		301,800	351,000	390,000	399,000		
114		302,000					
115		302,300					
116号給～122号給 略							
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 188,700	基準給料 月額 円 216,200	基準給料 月額 円 256,200	基準給料 月額 円 275,600	基準給料 月額 円 290,700	基準給料 月額 円 316,200

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円
	1	179,400	195,800	307,000
	2号給～89号給 略			
	90	297,400	368,100	428,100
	91	298,300	369,400	428,400
	92	299,000	370,800	428,600
	93	299,300	372,200	428,800
	94	300,000	373,500	
	95	300,700	374,800	
	96	301,400	375,900	
	97	302,200	376,900	
	98	303,000	377,900	
	99	303,800	378,900	
	100	304,500	379,800	
	101	305,200	380,600	
	102	305,600	381,600	
	103	306,000	382,500	
	104	306,400	383,500	
	105	306,600	384,300	
	106	306,900	385,200	
	107	307,200	386,100	

別表第2（第4条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員		円	円	円
	1	179,400	195,800	307,000
	2号給～89号給 略			
	90	297,400	368,100	428,100
	91	298,300	369,400	428,400
	92	299,000	370,800	428,600
	93	299,300	372,200	428,800
	94	300,000	373,500	429,100
	95	300,700	374,800	429,400
	96	301,400	375,900	429,600
	97	302,200	376,900	429,800
	98	303,000	377,900	430,100
	99	303,800	378,900	430,400
	100	304,500	379,800	430,600
	101	305,200	380,600	430,800
	102	305,600	381,600	431,200
	103	306,000	382,500	431,500
	104	306,400	383,500	431,700
	105	306,600	384,300	431,900
	106	306,900	385,200	
	107	307,200	386,100	

108号給～121号給 略			
122	310,900	398,500	
123	311,100	399,300	
124	311,400	400,000	
125	311,700	400,600	
126		401,300	
127		401,800	
128		402,400	
129号給～145号給 略			
146		408,900	
147		409,200	
148		409,400	
149		409,600	
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 229,000	円 275,500	円 329,600

108号給～121号給 略			
122	310,900	398,500	
123	311,100	399,300	
124	311,400	400,000	
125	311,700	400,600	
126		401,300	
127		401,800	
128		402,400	
129号給～145号給 略			
146		408,900	
147		409,200	
148		409,400	
149		409,600	
	<u>150</u>	409,900	
	<u>151</u>	410,200	
	<u>152</u>	410,400	
	<u>153</u>	410,600	
	<u>154</u>	410,900	
	<u>155</u>	411,200	
	<u>156</u>	411,400	
	<u>157</u>	411,600	
定年前再任用短 時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 229,000	円 275,500	円 329,600

第3条

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u> _____をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び<u>期末手当</u> _____をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第11条 給与条例第20条から第20条の3まで(第20条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第20条から第20条の3まで(第20条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第11条 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第11条の2 給与条例第21条（同条第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第20条 給与条例第20条から第20条の3まで(第20条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間</p>

当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条 _____ において同じ。) について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に関し必要な事項は、規則で定める。

(新設)

当たりの勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。) について準用する。この場合において、給与条例第20条第5項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日 _____ 以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第20条の2 給与条例第21条(同条第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求められる報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第3条関係)

給料表

号給	職務の級	
	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200

別表第1 (第3条関係)

給料表

号給	職務の級	
	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100

22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>
32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>

22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>

48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>
52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>
72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>

48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>
72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>

74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>
94		<u>294,900</u>
95		<u>295,200</u>
96		<u>295,600</u>
97		<u>295,800</u>
98		<u>296,100</u>
99		<u>296,500</u>

74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>
94		<u>295,900</u>
95		<u>296,200</u>
96		<u>296,600</u>
97		<u>296,800</u>
98		<u>297,100</u>
99		<u>297,500</u>

100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

附 則

現行	改正後（案）
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日等）</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>第2条の規定（第20条第2項から第4項まで及び第21条第2項の改正規定に限る。）及び第3条の規定（別表第1の改正規定を除く。）</u> <u>令和6年4月1日</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>第2条の規定（第20条第2項及び第4項まで及び第21条第2項の改正規定を除く。）</u> <u>令和7年4月1日</u></p> <p>2 <u>第1条の規定（第20条第2項から第4項まで及び第21条第2項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>3 <u>第1条の規定（第20条第2項から第4項まで及び第21条第2項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。</u></p> <p>4 <u>第3条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（給与の内払）</p> <p>5 <u>第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>

6 第3条の規定（別表第1の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第3条の規定による改正後の宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

7 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第83号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

将来にわたり生活排水処理を適正に行うとともに、し尿処理事業を安定的に提供するため、一般廃棄物(し尿)処理手数料の改定を行うもの。

◆提案の概要

■一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直し

- ・約25%の増額改定
- ・最低料金の新設
- ・仮設便所加算の新設

種別	区分	手数料等(消費税10%含む)		差額
		変更前	変更後	
し尿	従量料金	180までごとに213円	540まで798円(最低料金) 540超過分 180までごとに266円	+53円/180
	仮設便所の加算額 (1件につき)	—	4,400円/件(新設)	—

※ 仮設便所：工事の施行や興行等のために一時的に設置される便所

◆施行日 令和6年7月1日

※参考

- ・し尿くみ取り手数料 R4決算(現年分) : 69,587千円
改定後の見込額(R4実績量による) : 89,047千円
- ・処理方式別処理人口(R4末時点)
汲み取り4,447人 下水道10,291人 浄化槽1,816人

【第7次宮津市総合計画との整合】

重点プロジェクト

—

テーマ別戦略

—

※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載

【政策等の背景・提案までの経過】

《経過》「一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しについて」

- ・H23.7 し尿処理手数料の料金改定[203円(194円×1.05)]
- ・R元.10 し尿処理手数料の料金改定[213円(194円×1.10)]消費税率改定
- ・R4.6.6 宮津市廃棄物減量等推進審議会へ諮問
- ・R5.11.2 宮津市廃棄物減量等推進審議会より答申

《「宮津市廃棄物減量等推進審議会」答申の内容(一部抜粋)》

- し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供できるよう一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しはやむを得ない。
- し尿収集・運搬業務に係る人件費及び物価の変動等への対応を適切に行うこと。
- 生活排水処理(公共下水道・合併処理浄化槽・し尿処理)に係る収支バランスを考慮した改定率とすること。
- 極少量のし尿汲み取りは、作業効率が低下し、経費の増嵩に繋がることから、現在の従量制に最低料金を設けること。なお、その料金の設定については、生活弱者に配慮すること。
- 仮設トイレ等のし尿収集・運搬は、1現場当たりの収集量も少なく、1回1現場の収集の場合もあるため、経費相当分の新たな手数料区分を設けること。
- し尿処理事業を将来にわたり安定的に提供するため、概ね3~5年ごとに一般廃棄物(し尿)処理手数料の見直しに係る審議を行われたい。

【市民参加の状況】

- ・宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議
R4：全体会4回、し尿手数料検討部会2回
R5：全体会2回、し尿手数料検討部会2回

【他の自治体の類似する政策との比較】

《近隣市町のし尿処理手数料》(宮津市：約25%増額)

市町名	条例の規定		500料金(税込)	2000料金(税込)
	最低料金	超過料金	(1人世帯)	(4人世帯)
与謝野町	1800まで 1,836円(税込)	10.2円/ℓ(税込)	1,836円	2,040円
伊根町	1800まで 1,400円(税込)	8.0円/ℓ(税込)	1,400円	1,560円
京丹後市	2000まで 2,020円(税抜)	252.5円/25ℓ(税抜)	2,220円	2,220円
宮津市	500まで 798円(税込)	266.0円/180(税込)	798円	3,192円

担当課・係

市民環境課 環境衛生係
(45-1617)

添付資料

- ・新旧対照表

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）新旧対照表

現行				改正後（案）				
別表（第27条関係） 一般廃棄物処理手数料				別表（第27条関係） 一般廃棄物処理手数料				
種別	区分		手数料	種別	区分		手数料	
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円	ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円	
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円			30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円	
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円			45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円	
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円		
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円		
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円		
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）			1回につき50キログラムまでごとに 500円	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）			1回につき50キログラムまでごとに 500円
	し尿	1回につき18リットルまでごとに213円			し尿	54リットルまで		798円

54リットル超	18リットルまでごとに	266円
過分		
仮設便所（工 事の施行、興 行等のために 一時的に設置 される便所を いう。）加算	1件につき	4,400円

備考_「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。

備考

- 1 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。
- 2 仮設便所については、し尿収集車両を移動することなく、同一の者の設置する複数の仮設便所からし尿を収集する場合を1件とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

議案参考資料
令和5年12月定例会

議第84号	宮津市立公民館条例の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 上宮津地区公民館の所在地を旧上宮津小学校に変更するもの。</p> <p>◆提案の概要 上宮津地区公民館の所在地 現所在地 宮津市字小田231番地 移転後所在地 宮津市字小田235番地</p> <p>◆施行日 規則で定める日（移転改修工事の進捗による）</p> <p>【参考】</p> <p>○現上宮津地区公民館 建設：建設年度不詳 構造：木造2階建 延床面積：623㎡</p> <p>○旧上宮津小学校 建設：昭和56年度 構造：鉄筋コンクリート造2階建 延床面積：721㎡（旧管理棟を改修）</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>○R2年9月 「宮津市公共施設再編方針書」により上宮津地区公民館の再編方針を旧上宮津小学校校舎への機能移転とする</p> <p>○R3年2月 上宮津地区公民館移転検討委員会の同意を得る</p> <p>○R4年5月～ 地元検討委員会と実施設計に向けた施設内容の協議</p> <p>○R5年3月 実施設計</p> <p>○R5年9月 移転改修工事（R6年3月完成予定）</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【上宮津地区公民館利用状況】 R元：7,153人 R2：1,763人 R3：1,576人 R4：2,835人</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメントの推進 遊休施設（廃校舎）を活用した公共施設の再編 生涯にわたる多様な学習機会の充実 <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 130,000千円</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p>			
<p>重点プロジェクト</p>	<p>—</p>		
<p>テーマ別戦略</p>	<p>ふるさとを大切に学びを深めるまちづくり</p>		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮津市公共施設再編方針書 宮津市教育大綱・教育振興基本計画 	<p>担当課・係</p> <p>社会教育課 社会教育係（45-1642）</p>	<p>添付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 新旧対照表 	

宮津市立公民館条例（昭和30年条例第14号）新旧対照表

現 行	改正後（案）
<p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり公民館を設置する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）上宮津地区公民館 宮津市字小田231番地</p> <p>（3）～（10）（略）</p> <p>第2条～第7条 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり公民館を設置する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）上宮津地区公民館 宮津市字小田235番地</p> <p>（3）～（10）（略）</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、規則で定める日から施行する。</u></p>